

4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者募集開始について(報告)

本市の公民館は、平成27年度から新習志野公民館において指定管理者による管理運営はじめ、現在、中央・菊田公民館を除く、4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)すべての管理運営は、指定管理者が行っています。いずれも指定管理期間が令和7年度(令和8年3月31日)をもって終了することから、以下の方針により令和8年度からの指定管理者の募集を開始しました。

1 指定管理者制度の更新及び事業者の選定方針

- ・指定管理者は、4館一括の公募により選定する。
- ・指定管理期間は5年間(令和8年4月1日から令和13年3月31日)とする。

【主な理由】

- ① 公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い維持管理や来館者へサービス提供が期待できる。
- ② 指定管理者を4館一括で募集することにより、初期費用等、指定管理者が負担する経費にスケールメリットが生まれる。事業者にとっては公募に参加しやすくなり、市としてもより多くの事業者の参加が期待できる。
- ③ 公民館同士の連携や人材交流・育成を円滑に行うことで、より質の高い、専門性のある事業を展開することができる。

2 更新スケジュール

令和7年度

日程	内容
6月15日～7月5日	募集要項、仕様書の配布(習志野市ホームページより)
7月9日、10日	応募者説明会及び施設見学会
応募者説明会～7月12日	事業者からの質問書の受付
7月22日	質問書への回答
7月29日～8月9日	申請書類の受付
9月～10月	申請者面接
	指定管理者候補者の審査
11月	指定管理者候補者選定結果の通知
12月	指定管理者の指定議決
	指定管理者指定の告示及び通知
1月～	基本協定書の締結
	指定管理者と事務引継ぎ開始

令和8年度

日程	内容
4月1日	年度協定書の締結・業務開始